

サイバーセキュリティ講演業務委託事業に係る企画提案募集要領

1 趣旨

サイバーセキュリティ講演業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を広く募集し、総合的な審査により最も的確と判断される受注候補者を選定するために必要な事項を定めるもの

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

サイバーセキュリティ講演業務委託事業

(2) 業務内容

別紙1「サイバーセキュリティ講演業務委託事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 委託上限額

金960,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格

以下の全てに該当する者のみ、企画提案に応募することができる。

- (1) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 応募者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者

4 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年5月23日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

直接又は郵送とする。なお、郵送の場合には簡易書留等追跡可能な方法により、上記日時まで必着とすること。

(3) 提出先

〒980-8410

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課 サイバーセキュリティ推進係

(4) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式第1号）：1部

イ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第2号）：1部

ウ 企画提案書（任意様式）：9部

企画提案書の構成は、A4片面、ページ番号付きとし、20ページ以内（表紙及び目次は含まない。）、カラー印刷も可、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめること。

なお、表紙には、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（部署、役職、氏名）」、「担当者連絡先（電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）」を記載すること。

エ 参考見積書（任意様式）：1部

A4片面で1枚に収めることとし、業務内容ごとに区分し、人権費、印刷費、旅費、調査費等の費目ごとに内訳を記載すること。また、消費税額は別に記載すること。

※ 契約締結の際は、再度見積書の提出を必要とする。

オ 類似業務実績書（任意様式）：1部

A4片面で2枚程度に収めることとし、官民を問わず、過去に行った類似業務があれば、簡潔かつ分かりやすくまとめること。

(5) 提出に当たっての留意事項

ア 提出できる企画提案は、1者1案とする。

イ 提出された書類の差し替え、変更及び取消は一切認めない。

また、提出された書類は返却しない。

ウ 企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。

エ この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

(6) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合

イ 本募集要領等に従っていない場合

ウ 下記7-(2)に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

エ 同一の事業者等が2つ以上の企画提案書を提出した場合

オ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合

カ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

キ 応募者が故意に企画選定委員に接触した場合

5 企画提案事項

(1) 事業方針

※ 課題と課題解決への方向性が分かるようにすること。

(2) 業務目的を達成する上で必要と考える知見、資格等の保有状況

(3) 講演内容の的確性、得られる効果

※ 対象が異なる（年齢や職種等）消費者等が自発的なサイバーセキュリティ意識を醸成するための方法を盛り込むこと。

(4) 業務に関する独自の提案

(5) 事業全体に係る業務実施体制

6 質問の受付及び回答

本募集内容に関する質問については、次のとおり受け付ける。ただし、企画提案事項及び審査項目等についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から回答しない。

その他の質問についても、内容によっては回答しないことがある。

(1) 受付期限 令和6年5月10日（金）午後5時（必着）

※ 期限が経過した後の質問については、回答しない。

(2) 質問方法 電子メールのみとする。また、質問に当たっては電子メールの件名に【サイバーセキュリティ講演業務委託事業に関する質問】と必ず記載し、質問書（様式第3号）を添付すること。

(3) 提出先 宮城県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

Emailアドレス：cyber@mail.police.pref.miyagi.jp

(4) 質問に対する回答は、令和6年5月17日（金）までにサイバー犯罪対策課ホームページにおいて公表する（質問者の氏名・名称等は公表しない。）。

質問の重複を避けるため、質問時には必ず他社の質問・回答を確認すること。

7 受注候補者の選定

(1) 受注候補者の審査手順

別紙2「サイバーセキュリティ講演業務委託事業企画提案審査要領」に基づいて審査し、最も優れた企画を提案した1者を受注候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション（企画選定委員会の開催）

ア 実施日（予定）

令和6年5月31日（金）

※ 実施時間は別途通知する。

イ 実施場所（予定）

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部内会議室

ウ 実施方法

参加者は、応募者1者につき3名以内とする。

(ア) 1者当たりの持ち時間は、30分以内（説明20分、質疑応答5分、評価5分程度）とし、応募者ごとに個別に行うものとする。

(イ) 応募者は、事前に提出した企画提案書（書面）に基づいてプレゼンテーションを行うこと。

(ウ) プロジェクター及びスクリーン等の使用を希望する場合は、プレゼンテーションの前日までに申し出ること。

なお、プレゼンテーションに使用するパーソナルコンピュータ等は自ら用意すること。

(3) 審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を速やかに通知する。

(4) その他

審査・選定結果に関する質問には応じられない。

8 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受注者の決定

委員会において選定した1者を受注候補者とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、受注候補者から見積書を徴収し、委託上限額の範囲内において契約を締結する。

ただし、特別な理由により受注候補者と契約締結ができない場合は、他の応募者のうち順位が上位のものから順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した企画提案者を受注者とする。

(2) 契約書及び業務の仕様の確定

ア 契約書は、発注者と受注者で協議の上、作成する。

イ 業務の仕様は、仕様書に記載されている事項を基本とするが、発注者と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

(3) 委託金の支払方法

委託金の支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

9 その他の事項

(1) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による講演教材等の成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供等、二次的な利用も可能となるように対応すること。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

10 スケジュール（予定を含む）

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和6年4月22日（月）
質問受付期限	令和6年5月10日（金）午後5時まで
質問への回答期限	令和6年5月17日（金）
企画案等の提出期限	令和6年5月23日（木）午後5時まで
プレゼンテーション実施	令和6年5月31日（金）予定

選定結果の通知・公表	令和6年6月中旬頃予定
契約締結	令和6年6月下旬頃予定

11 問合せ先及び書類提出先

〒980-8410

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課サイバーセキュリティ推進係

T E L : 022(221)7171 内線3483